

# 平成24年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

府省庁名 農林水産省

No	12		
対象税目	(個人住民税) (法人住民税) 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他( )		
要望項目名	金融所得課税に係る損益通算の拡大等に向けた所要の措置		
要望内容 (概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>① 金融所得課税に係る損益通算の拡大                  金融所得に対する課税について、多様な金融商品（上場株式、公募投資信託、預金、公社債、先物取引（取引所取引及び店頭取引））を幅広く捉え、その課税方式の均衡化を図り、併せて金融商品間の損益通算を広く可能とするほか、上場株式等と先物取引について認められている損失の繰越控除（3年間）を金融所得全般に拡大していくため、以下の所要の税制措置を講じる。</p> <p>② 外国法人等の恒久的施設（PE）の適用範囲に係る措置                  外国法人等が所有又は賃借する国内に設置されたサーバー等機器について、恒久的施設（PE）と解さないこと。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>① 先物取引の決済差損益や商品ファンドの収益分配金・償還損益について、特定口座の導入による簡易な確定申告の方法の整備等により、上場株式等の譲渡損益等との損益通算の対象に含める。</p> <p>② 非居住者又は外国法人が所有又は賃借する国内に設置されたサーバー等機器に、商品先物取引の売買注文を行うためのプログラムを設定し自動的に発注を行う場合には、当該サーバー等機器を恒久的施設（Permanent Establishment）と解さないこと。</p>		
(関係条文)	(国税 所法第23条、第35条、第164条第1項第1号、第224条の5、所令第289条、第337条、第350条の4、所規第81条の6、第81条の36（措法第3条、第41条の14、第41条の15）、法第141条第1号、法令第185条 地方税 地法第23条、第35条、第38条、第51条、第72条の24の7、第310条、第314条の3、4、地法附第35条の4、第35条の4の2)		
減収見込額	(初年度) ▲200 ( - ) (平年度) ▲200 ( - ) (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>「新金融立国」に向けた施策として、新成長戦略（2010年6月閣議決定）において、「2013年度までに証券・金融・商品の全てを横断的に一括して取り扱う総合的な取引所創設を図る制度・施策の早期実施」が閣議決定されている。税制面でも、ユーザーの利便性を高めるため現物株と先物取引の損益通算を実現させるとともに、外国法人等が高速な取引のため国内に設置するサーバ等機器について課税対象の適正化を図り、資本を呼び込み市場流動性を高めて、我が国の産業を支える金融システムの強化を図る。</p> <p>(参考)</p> <p>○新成長戦略（2010年6月18日閣議決定）（抜粋）</p> <p>VII. 金融分野における国家戦略プロジェクト</p> <p>21. 総合的な取引所（証券・金融・商品）の創設を推進</p> <p>「新金融立国」に向けた施策として、証券・金融、商品を扱う取引所が別々に設立・運営されているという現状に鑑み、2013年度までに、この垣根を取り払い、全てを横断的に一括して取り扱うことのできる総合的な取引所創設を図る制度・施策の可能な限りの早期実施を行う。</p> <p>総合的な取引所においては、市場としての機能を再生・発展させるため、投資家・利用者の利便性を第一の仕組みとし、「国を開き」、世界から資本を呼び込む市場を作り上げるための具体的な対応をできるだけ速やかに実行することにより、アジアの資金を集め、アジアに投資するアジアの一大金融センターとして「新金融立国」を目指す。</p>		

○総合的な取引所検討チーム中間整理（平成 22 年 12 月 22 日金融庁・農林水産省・経済産業省）（抜粋）  
論点 4：税制について

総合的な取引所を魅力あるものとするためには、現物株と先物取引の損益通算の実現によって資金効率の向上を早期に図ることが重要。

外国法人が高速な取引のため国内に設置するサーバーに関する税制についても、その適正化を図ることが重要。

#### （2）施策の必要性

新成長戦略（平成 22 年 6 月閣議決定）で、「2013 年度までに証券・金融・商品の全てを横断的に一括して取り扱う総合的な取引所創設を図る制度・施策の早期実施」を決定されたことを受け、税制についても統一的・横断的な制度を実現することが不可欠。

なお、近年、我が国商品先物取引市場の流動性が減少し、商品先物市場が持つ価格変動リスクのヘッジ機能等の低下が懸念されているとともに、商品は株式等の分散投資先としても有効とされていることから、不招請勧誘禁止等の厳格な行為規制を前提に、金融商品に対する個人からの投資環境を整備する必要がある。このため、商品先物取引・商品ファンドを金融商品の損益通算の拡大範囲に含め、簡素で中立的な税制とすることが必要である。

また、近年、我が国商品先物取引市場の流動性が減少し、商品先物市場が持つ価格変動リスクのヘッジ機能等の低下が懸念されており、外国法人等が所有又は賃借するサーバー等機器を恒久的施設とみなし、二重課税等の問題が生じている現状を改善し、外国法人等が日本で取引しやすい環境を整備することが必要である。

本要望に  
対応する  
縮減案

なし

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 食料の安定供給の確保</p> <p>《政策分野》 食品産業の持続的な発展</p>
	政策の達成目標	<p>産業活動にかかるリスクマネーの供給の促進 商品先物市場の流動性の確保 個人投資家における投資選択の中立化及び範囲の拡大</p>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒常的な措置
	同上の期間中の達成目標	<p>産業活動にかかるリスクマネーの供給の促進 商品先物市場の流動性の確保 個人投資家における投資選択の中立化及び範囲の拡大</p>
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>平成 24 年度：適用見込件数 43,400 人 減税見込額 200 百万円</p> <p>なお、恒久的施設については、日本国内に事務所等を有しない外国法人等が、日本国内にサーバー等機器を所有又は賃借して我が国商品取引所取引を行う場合に活用されることが見込まれる</p>
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	総合的な取引所（証券・金融・商品）の創設を推進するため、本税制措置をはじめとする各種施策を実施することで、投資家・利用者の利便性を高めて、世界から資本を呼び込める市場を作り上げることを目指しており、我が国の産業を支える市場としての機能を再生・発展させることが期待される。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
	要望の措置の妥当性	新成長戦略においても、総合的な取引所創設に向け、投資家・利用者の利便性を第一の仕組みとすることが求められており、世界から資本を呼び込むためには、現物株と先物取引の損益通算の実現や、サーバー等機器の課税に関する問題を改善することが不可欠。本措置は、個人投資家一般に同じ税率を以て公平に適用されるものであり、妥当であるといえる。

税負担軽減措置等の適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成17～23年度税制要望において損益通算について要望を行った。